

居宅サービス重要事項説明書別紙1

訪問介護サービス重要事項説明書

1. 【利用者に訪問介護サービス提供を担当する事業所について】

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	朝来市社会福祉協議会いきいき介護センター
事業所の所在地	〒679-3431 兵庫県朝来市新井73番地1
連絡先	電話番号：079-677-2703 FAX番号：079-677-2707
管理者氏名	所長 足立 陽子
事業所の指定番号	兵庫県指定第2874900273号
事業開始時期	平成17年4月1日
通常の事業実施地域	朝来市の区域内

(2) サービスの提供時間帯

区分	通常時間 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○

(3) 事業の目的及び運営の方針

① 事業の目的	要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
② 事業の方針	(a) 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活支援全般にわたる援助を行なう。 (b) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 【当事業所の職員体制について】

職種	人員数	職務の内容
事業所の管理者	1名	事業運営・職員管理を行う (専任の管理者を置く)
サービス提供責任者 介護福祉士 3名	3名	利用申込みに係る調整 訪問介護員の派遣調整
訪問介護員	①介護福祉士	9名
	②ヘルパー1級取得者	
	③初任者研修修了者	1名

◇法令に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に遵守しています。

3. 【ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口】

利用者のご事情により、ヘルパーの変更を希望される場合は右の相談担当者までご相談ください。	相談担当者 連絡先電話番号：０７９－６７７－２７０３ F A X 番号： ０７９－６７７－２７０７ 受付日：月曜日～金曜日 受付時間：８時３０分～１７時１５分
--	---

◇ サービス提供時に担当の責任者を決定いたします。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

◇ 担当ヘルパーの変更に関しましては、利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

4. 【サービスの概要について】

利用者に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。なお、サービスの提供にあたっては、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿った「訪問介護計画」を作成し、計画的にサービスを提供します。

身体介護中心型 サービス	身体介護とは、訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者の身体に直接接触して行う介助、並びに、これを行うために必要な準備及び後始末、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助・専門的な援助です。具体的なサービスは次のとおりです。
	①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位交換 ⑩服薬の見守り ⑪通院等介助 ⑫その他
生活援助中心型 サービス	生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助です。主なサービス内容は次のとおりです。
	①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え ⑦その他

5. 【利用料について】

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者のご負担は原則として基本料金（料金表）に「介護保険負担割合証」に記載された「利用者負担の割合」を乗じて得た額となります。ただし介護保険の給付の範囲を越えたサービスは全額利用者のご負担（自己負担）となります。

《利用料金表 基本料金（昼間 ８時～１８時）》

サービスに要する時間	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上	1時間30分以上30分増すごとに
身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円加算

サービスに 要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活介護	1,790円	2,200円

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき所定単位数×24.5%を加算させていただきます。

※特定事業所加算(Ⅱ) 単位数の10%を加算させていただきます。

※特別地域加算 1月につき単位数の15%を加算させていただきます。

※新規に訪問介護計画を作成した場合は、「初回加算」(200単位/月)を加算させていただきます。

※居宅サービス計画がなく、利用者やご家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め訪問介護(身体介護)を行った場合は、「緊急時訪問介護加算」(100単位/回)を加算させていただきます。

注1 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

注2 上記の利用料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

注3 基本料金時間帯(8:00~18:00)以外の時間帯にサービスを提供した場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象になります。

提供時間帯	時間帯	加算率
早朝	午前6時から午前8時まで	※ 25%加算
夜間	午後6時から午後10時まで	※ 25%加算
深夜	午後10時から午前6時まで	※ 50%加算

注4 訪問介護サービス利用料金表「身体介護」の料金区分「1時間30分以上30分増すごとに加算」の欄については、それぞれ1時間30分以降のサービス提供が生活援助中心となった場合は、650円の加算(利用者負担料金65円)となります。

注5 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意のうえで、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などがみられる方へのサービスを行う場合
- ・エレベーターのない建物の2階以上の居室から、歩行困難な利用者の外出介助をする場合
- ・深夜帯の訪問の場合で、訪問地域の環境を鑑みて、訪問介護員2人対応が望ましい場合

注6 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合も償還払

いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注7 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

注8 加算等の変更について、法改正等により加算内容に変更が生じた場合は、その都度文章でお知らせしますのでご了承願います。

6. 【サービス実施時の留意事項】

(1) 定められた業務以外の禁止

利用者は、「4. 【サービスの概要について】」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(2) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3) 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また訪問介護員が事業者に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料を請求します。

7. 【訪問介護員の禁止行為について】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 医療行為または医療補助行為(2) 利用者もしくはそのご家族等からの高価な物品等の授受(3) 利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供(4) 飲酒及び利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙(5) 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動(6) その他利用者もしくはそのご家族に行う迷惑 |
|--|